

高齢者医療の抜本的な見直しを求める意見書

2006年6月の医療制度改革関連法の成立により、この4月から「後期高齢者医療制度」が実施されています。

この制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上75歳未満で一定の障害のある者を、他の保険から切り離れた医療制度で、都道府県ごとにすべての市町村が加入し設置した広域連合が運営を行っています。

この制度については、高齢者に新たな負担や過重な負担が生じること、さらには、他の世代との異なる診療報酬が導入されたため、医療内容が低下したり、受けられる医療が制限されかねないなど様々な問題点があります。

医療費の節約を目的にして、75歳以上の高齢者を差別することは許されません。

島根県の医師会では、「この制度で新設された診療報酬のひとつ、後期高齢者医療診療料は、医療費抑制を意図していることは明らかだ。高齢者の医療を差別することになる」として反対を表明し、全国に広がっています。

75歳以上の健康診断を行政の義務からはずし、必要な検査や医療を受けにくくする「定額制」（包括払い）が導入され、「後期高齢者退院調整加算」や「後期高齢者終末期相談看護料」も導入されました。

世界に類例のない制度です。年齢での差別と高齢者への新たな負担増を持ち込み、長年社会に貢献してきた高齢者を苦しめるものです。

よって、以下のことを求めます。

記

- 1 国においては、高齢者の窓口負担の引き上げや新たな保険料徴収に関する時限的な措置にとどまらず、高齢者に過度な負担を求めることなく、いつでも、誰でも、どこでも、平等に医療が受けられる持続可能な医療制度とするよう抜本的な見直しを求めます。
- 2 GDP比で8%と先進国でも低い水準の日本の医療費を、先進国並みに引き上げるため、医療の財源の拡充を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2008年6月16日

名 寄 市 議 会